

平成30年度

三重県中小企業等外国出願支援事業

公募要領

< 申請受付期間 >

平成30年6月7日から平成30年7月6日まで

公益財団法人三重県産業支援センター

《 目次 》

1 応募資格	
(1) 対象となる企業等 1ページ
(2) 対象となる出願 1 ～ 5ページ
2 補助対象経費 5 ～ 6ページ
3 補助率及び補助限度額	
(1) 補助率 6 ～ 7ページ
(2) 補助限度額 7ページ
4 事業期間及び事業の流れ	
(1) 事業期間 7ページ
(2) 実績報告書の提出期限 8ページ
5 応募手続き	
(1) 申請受付期間 8ページ
(2) 提出先 8ページ
(3) 提出書類 8 ～ 10ページ
6 審査の概要及び審査基準	
(1) 審査の概要 10ページ
(2) 審査の基準 10 ～ 11ページ
7 採択後の補助事業者の事業全般の留意事項	
(1) 事業全般 11 ～ 12ページ
(2) 経理処理 12ページ
別紙1 本事業の標準フロー
別紙2 本事業の現地適用レート・チェックフロー
別紙2の補足 補助対象経費の考え方及び計算手順

事業の概要

中小企業等が外国への事業展開等にあたり行う外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）に要する経費の一部を補助します。

本件補助事業（以下、「本事業」という。）は、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（以下、「実施要領」という。）に則り実施します。

1 応募資格

（1）対象となる企業等

外国出願を予定しており、以下の要件を満たす県内に事業所を有する「中小企業者」（みなし大企業は除く）又は「それらの中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人が含まれるとともに構成員は問いません。

- ① 国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で提出できること）。
- ② 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」に該当しないこと（交付申請書の提出により、実施要領別紙「暴力団排除にかかる誓約事項」に同意したものとみなします）。
- ③ 本事業完了後5年間の状況調査を実施します。

（2）対象となる出願

以下の要件を満たす産業財産権に係る外国出願（種別：特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）。

- ① 既に行っている国内出願を基礎として、採択後（交付決定後）かつ平成31年1月末日まで（以下、「事業期間内」という。）に外国特許庁へ国内出願と同一内容で行う出願及び支払が完了したもの。
- ② 外国出願の基礎出願である国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業の名義であること。

（注）

※ 交付決定前に外国出願した場合は対象となりません。また、交付決定前に発

注した費用（例えば翻訳費等）については、補助対象となりませんので、ご注意ください。

- ※ 日本国特許庁に対して行っている出願を基礎として、これと同一内容で行う予定の外国出願が対象であり、いわゆる外国への第1国出願（日本国特許庁への基礎出願がないもの）は原則対象となりません。なお、基礎となる日本国特許庁への出願は、事業期間内である必要はありません。ただし、優先権主張期間内の外国特許庁への外国出願が対象となります（商標登録出願を除く）。
- ※ 国内出願と同一内容であれば、複数国への外国出願が対象となります（各国への出願時期は、例えば12月に米国、1月にドイツと中国等、事業期間内であれば時期が異なっても問題ありません。また、欧州（欧州特許庁又は欧州共同体商標意匠庁）への出願についても対象となります。ただし、欧州特許庁からEPC加盟国への移行手続きは登録査定後となるため、出願後に発生する費用となり対象となりません。

各種別で対象となる出願

< 特許 >

ア) パリルートによる外国出願：

申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願。

イ) PCT 国際出願における各国への国内移行出願：

- 申請前に日本国特許庁に国内出願、受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願ともに完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願。
- 申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件。
- 日本国特許庁に基礎出願はないが、申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願（いわゆるダイレクトPCT国際出願）。

< 実用新案 >

ア) パリルートによる外国出願：

申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う出願（日本国に対する基礎出願は特許又は実用新案いずれの出願でも構いません）。

イ) PCT 国際出願における各国への国内移行出願：

- 申請前に受理官庁として日本国特許庁に対し PCT 国際出願とともに完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願。
- 申請前に受理官庁として外国特許庁に対し PCT 国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願。

< 意匠 >

ア) パリルートによる外国出願：

申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して外国特許庁に直接意匠出願を行う出願。

ウ) ハーグ協定に基づく外国出願：

- 申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張してハーグ出願を行う出願。
- 申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の出願で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張してハーグ出願を行う出願（この場合、申請時には日本に基礎となる出願がありません。必ず日本を指定締約国に含むことが必要です）。
- 申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とし、外国出願とする出願。

< 商標（冒認対策商標含む） >

ア) パリルートによる外国出願：

申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に直接商標出願を行う出願（出願予定国での先行調査等で問題が無い場合は、出願にあたって優先権の主張の有無は問いません）。

エ) マドプロ出願：

- 申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している出願で、交付決定後、事業期間内にマドプロ出願を行う出願。
- マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する出願。

（注）

※ 事後指定とは、国際登録後に、新たに「領域指定」として指定国又は指定商品・役務を追加することです。事後指定した出願については、事後指定の日を新たな出願日とみなすことができるため、補助対象とすることができます。

- ※ 商標については、原則、日本国特許庁に出願している分類と同じ分類で外国出願するものが対象となります。外国出願の際に新たに分類を追加したものは、その追加分は認められません。ただし、ニース協定に加盟していない等で、日本と異なる商標の国際分類を使用している場合は、日本の分類と実質的に同様と認められれば、補助対象として構いません。
- ※ 商標の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している出願も対象となります（基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなします）。
- ※ 商標については、①パリルートで優先権主張する場合、④マドプロ出願する場合は、制度上、日本語の商標を基礎として現地語に翻訳した商標を外国出願することができません。

◀ 冒認対策商標とは ▶

本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願」を冒認出願、その対策を目的とした外国への商標出願を「冒認対策商標」と定義付けしています。

通常の商標出願であれば、外国での事業展開計画（なぜその出願国を選んだのか）についても求めるところ、冒認対策商標については、事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、冒認出願対策の意思の確認のみで可とします。

（注）

- ※ 当該対象にかかる出願については、申請書様式が異なりますのでご注意ください。

< 個別事項等 >

- ① 日本国内で既に行っている複数の出願をまとめて1つの出願として外国出願する場合

中小企業の海外展開にかかる事業戦略上、複数の出願をまとめて1つの出願とすることが有益であることも想定されるため、複数の出願をまとめて外国出願することに妥当性が認められる場合は、補助対象とすることができます。具体的には、同一商標にかかる複数の異分類の商標出願や、発明の単一性を満たしている複数の特許出願等を想定しています。

- ② 日本国内で行っている出願を分割して、その一部を外国出願する場合

1出願中に2以上の発明（特許の場合）や指定商品・役務（商標の場合）等が含まれていた場合、その出願の一部を抜き出して分割出願することができます。

きます。

③ 日本国内で既に行っている出願を補正して、外国出願する場合

（26年度までは、原則同一案件の外国出願を支援の対象としていたところ）各国への国内移行に際し、国際調査報告書及び見解書で指摘された拒絶の理由等を解消するため（PCT 国際出願の場合）や各国の制度上補正が必要となる場合があることから、基礎出願と実質的に同一であると考えられる場合等は、基礎出願を補正し外国出願した場合も補助対象にできます。この場合、補正にかかる費用（WIPO 及び外国特許庁に対する補正費用、国内・現地代理人費用等）も補助対象として構いません（補正が認められるケースについては、個別にご相談ください）。

④ 共同出願の場合

共同出願については、特許料等の軽減措置と同様に、出願に関する中小企業者の持ち分比率に応じた費用のみが補助対象となります。ただし、実際に中小企業者等が出願時に負担している費用額を超えた額を補助対象経費とすることはできません。

例1) A社（中小企業）とB社（大企業）の共同出願で、それぞれの持ち分比率がA社1/2、B社1/2、出願にかかった費用100万円すべてA社が負担した場合の補助対象経費及び補助交付申請額。

⇒補助対象経費は中小企業の持ち分により、50万円、補助交付申請額は25万円（補助率1/2以内）となります。

例2) A社（中小企業）とB社（大企業）の共同出願で、それぞれの持ち分比率がA社9/10、B社1/10、出願にかかった費用が100万円。ただし、費用負担割合はA社、B社とも1/2（50万円ずつ）の場合の補助対象経費及び補助交付申請額。

⇒補助対象経費は中小企業の持ち分から算出すると90万円となりますが、A社の負担額は（ただし書きの条件より）50万円であり、当該負担額（50万円）を超えた額（90万円－50万円＝40万円）を補助対象経費とすることはできないため、補助対象経費は50万円、補助交付申請額は25万円（補助率1/2以内）となります。

2 補助対象経費

外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等。

（注）補助対象経費全般にわたる留意事項

※ 中小企業が外国に出願する際に要する費用が対象です。PCT 国際出願の場合は

国内移行に要する費用、意匠（ハーグ出願）の場合は国際事務局（WIPO）に出願する際に要する費用、商標（マドプロ出願）の場合は国際登録出願のみならず事後指定に要する費用も含まれます。いずれの場合も、日本国特許庁へ納付する手数料は対象外です（PCT 国際出願における国際出願手数料や調査手数料等については、別途、交付金制度及び料金軽減措置があります）。

- ※ 補助対象はあくまで出願時の費用ですので、出願後の中間手続費用・登録料等は対象外です。ただし、中間手続きであっても、審査請求や補正などを出願と同時に進行する場合は、本事業においては出願費用とみなし、その費用を対象とすることが可能です。
- ※ 外国出願において必要となる書類が各国制度により様々あり得ます（例：公証人証明申請費用、委任状作成費用等）。当該国の制度上、出願に必要なものであれば、補助対象とすることが可能です。その他、その必要性について対外的な説明ができるものであれば対象とすることが可能です（例：中国やカナダにおける PCT 国際出願の国内移行期限延長費、代理人からの再委託に基づく仲介手数料）。
- ※ 対象にできる経費であっても、事業期間内の発注・行為等に基づく費用に限られますので、交付決定日以前に発生した費用は対象とすることはできません。
- ※ 消費税は補助対象外です。補助金額の算定段階において、消費税及び地方消費税（海外付加価値税（VAT）等を含む）を補助対象経費から除外して算定してください。
- ※ 源泉徴収がある場合、源泉徴収前の額を補助対象経費とすることができます。なお、国内代理人が法人格をもつ会社としてではなく、個人事業主として企業に請求する場合、企業は源泉徴収を行い、税務署に納付しなければなりません。国内代理人の請求と支払には、以下の2通りが考えられます。
 - イ) 国内代理人の請求が、法人格をもつ会社からの請求のため、請求された企業が源泉徴収する必要がないため、企業は請求金額を満額で支払いをしているケース（国内代理人は法人として自ら税務署に法人税を納付するケース）
 - ロ) 国内代理人が個人事業主として企業に請求しているため、請求書に源泉徴収税額の記載があり、企業は源泉徴収分を差し引いた金額で国内代理人に支払いをしているケース（源泉徴収分については、企業が税務署に納付するケース）

3 補助率及び補助限度額

(1) 補助率 1/2以内

(2) 補助限度額

① 種別ごとの上限額：

- 特許 . . . 150万円/1案件
- 実用新案・意匠・商標 . . . 60万円/1案件
- 冒認対策商標 . . . 30万円/1案件

② 1企業に対する限度額： 300万円（複数案件の場合）

(注)

※ 補助金額は、千円単位とし、千円未満は切捨てとなります。

※ 補助金額は、予算の範囲内で補助金を交付します。

※ 基礎出願が同じであれば、基本的に案件件数は「1」とカウントします。

例1) 1つの基礎出願をもとに特許と合せて実用新案を同日に外国出願する場合は、種別が異なるため、特許で「1」、実用新案で「1」とそれぞれカウントし、上限額は特許で150万円、実用新案で60万円となります。

例2) 共同出願の場合、同一案件について共同出願が複数人でそれぞれ補助金を申請した場合でも、案件数は「1」となるため、1案件あたりの上限額は特許であれば150万円、商標であれば60万円となります。…A社（中小企業）とB社（中小企業）の共同出願で（特許）で、A社、B社とも補助金の申請をしてきた場合。ただし、それぞれの持ち分比率がA社1/2、B社1/2、出願にかかった費用360万円をそれぞれ半額ずつ負担した場合。

⇒通常通り計算すると補助対象経費は、中小企業の持ち分により180万円ずつ、補助交付申請額は90万円となる。A社とB社の双方から申請があったため、1案件あたりの上限額が150万円を超えてしまうこととなります。よって、この場合は、上限額150万円を持ち分比率で割り、A社とB社とも75万円ずつの補助交付申請額となります。

4 事業期間及び事業の流れ

(1) 事業期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、交付決定日から平成31年1月31日（木）までであり、当該期間内に外国出願を完了する必要があります。

(2) 実績報告書の提出期限

実績報告書の提出期限は、事業完了日（弁理士事務所等に支払が完了した日）から計算して30日以内、又は平成31年2月12日（火）までのいずれか早い日となります。

(3) 事業の流れ

『別紙1 本事業の標準フロー図』を参照願います。

5 応募手続き

(1) 申請受付期間

平成30年6月7日（木）から7月6日（金）まで

(2) 提出先（問い合わせ先）

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

総合相談・経営支援課 経営向上班

TEL：059-253-4355 担当：青木、小林

※ 提出は、郵送又は持参とし、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。

※ 17時以降は受付に応じられませんので、ご注意ください。

(3) 提出書類

取得場所及び提出書類	提出部数
<p>○ホームページ (http://www.mie-ecp.jp/)</p> <ul style="list-style-type: none">■ 間接補助金交付申請書 様式第1-1（特許、実用新案、意匠及び商標（冒認対策商標以外）の申請用） 様式第1-2（冒認対策商標申請用）■ 様式第1-1の別紙第1及び第2（国内弁理士等選任代理人の協力承諾書）※選任代理人に依頼しない場合は不要■ 提出書類チェック表（交付申請用）※提出時に、必ず本表でチェックを行い、同封を忘れずをお願いします。	<p>左記提出書類共通： 正 <u>1部</u> 副 <u>6部</u> ※正は、交付申請書及び協力承諾書について、押印のある原本を添付。副は、原本の写</p>

<p>○法務局</p> <p>1) 登記簿謄本等の写し（最新のもの）</p> <p>○以下、交付申請者 ※一部はホームページより取得可能</p> <p>2) 会社の事業概要（注1）</p> <p>3) 役員等名簿（注2） ※ホームページ、様式第1-2の別添</p> <p>4) 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し</p> <p>5) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願書類の写し</p> <p>6) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3）</p> <p>7) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画 ※ホームページより、様式第6（実績報告書）の「2. 間接補助事業の収支決算(1)収入」の表を参考にしてください。なお、書式は任意です。</p> <p>8) 先行技術調査等の結果（注4）</p> <p>9) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</p> <p>（注1） 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。</p> <p>（注2） 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員（謄本に記載はすべて、監査役も含む）、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。</p> <p>（注3） 「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合には、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額（内訳）」における<u>経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。</u></p> <p>（注4） 「先行技術調査等の結果」については、<u>調査結果のみならず、調査種類（特許・実用新案・意匠・商標）、</u></p>	<p>し。</p> <p>※2) 会社の事業概要：パンフレットの場合は、すべて原本を添付してください。</p> <p>（注） 正及び副とも、クリップでとめてください。ホッチキスで綴じないでください。</p>
---	---

<p>調査対象範囲（外国・国内、公開・公告（登録）等、国際分類等、調査期間）、調査実施者等も記載すること。なお、J - P l a t P a t（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、PCT 国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。</p>	
---	--

6 審査の概要及び審査基準

(1) 審査の概要

- ① 提出書類について、書面審査を行います。なお、事前にヒアリング（訪問又は電話）を行う場合があります。
- ② 採択案件の決定後、交付申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を交付申請者の担当者・連絡先に文書にて通知します。※提出書類は、採択の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
- ③ 採択となった場合には、原則として、企業名、所在地、権利種別をホームページ等で公表します。

(2) 審査の観点

審査基準
<p>① 権利取得可能性について 申請書における先行技術調査等の結果によって、外国での権利取得の可能性について判断します。※本件公募要領、提出書類（注 4）参照のこと（9～10 ページ）</p> <p>② 事業性について 当該出願による権利を活用して出願予定国で事業展開を行う、輸出する、模倣品等権利侵害品への対策を講じる等、計画の妥当性（出願の目的及び出願国の選定理由）・実現性（出願国の市場動向の情報収集分析）を判断します。なお、冒認対策商標の場合には、事前に外国において適時の商標出願をして</p>

おくこと自体が重要であることから、冒認出願の意思（冒認対策の必要性：出願目的及び出願国の選定理由）の確認のみ行います。

③ 財務性について

直近２期分の決算書の写し及び資金計画によって、申請者が外国出願を行うのに必要な資金能力、資金計画を有するか確認します。

④ 地域貢献性について

収益増大を通じた雇用創出効果等の地域貢献が期待できるか判断します。
※交付申請書の事業展開計画の項目欄に、出願する技術、創作等を活かした製品等の現状（国内で既に実施済みの場合）及び将来の収益目標についても記入してください。

上記に則り、原則として評価の高いものから順に予算の範囲内において交付先を決定します。決定に当たっては、必要に応じて金額や事業内容に修正を加えるなどの条件を付す場合があります。

7 採択後の補助事業者の事業実施の留意事項

(1) 事業全般

- ① 交付決定を受けた後、本事業の内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止する場合には、事前に承認を得なければなりません。
- ② 実績報告時に国内弁理士等の協力が得られなかった場合（必要な書類の提出ができなかった場合）は、補助事業者に対し補助金の支払いができませんのでご注意ください（交付決定の取消し事由に該当します）。なお、国内弁理士等に出願を依頼せず、直接現地代理人に出願を依頼した場合においても同様です。
- ③ 補助金の支払いについては、本事業完了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。原則として、当該確定に当たり、補助対象の証拠書類の確認ができない場合については、当該補助対象経費は対象外となります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた者の事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ④ 本事業の効果の把握のため、実施要領様式第9による査定結果報告書については、出願国すべてで査定結果が出た場合、速やかに提出してください。また、本事業のフォローアップ調査を実施する場合は積極的なご協力をお願いします。

- ⑤ 補助事業者は、善良なる管理者の注意をもって事業を行わなければなりません。補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：外国出願の取り下げ、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ⑥ 補助事業者は、証拠書類を含む関係書類について事業完了日の日の属する会計年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

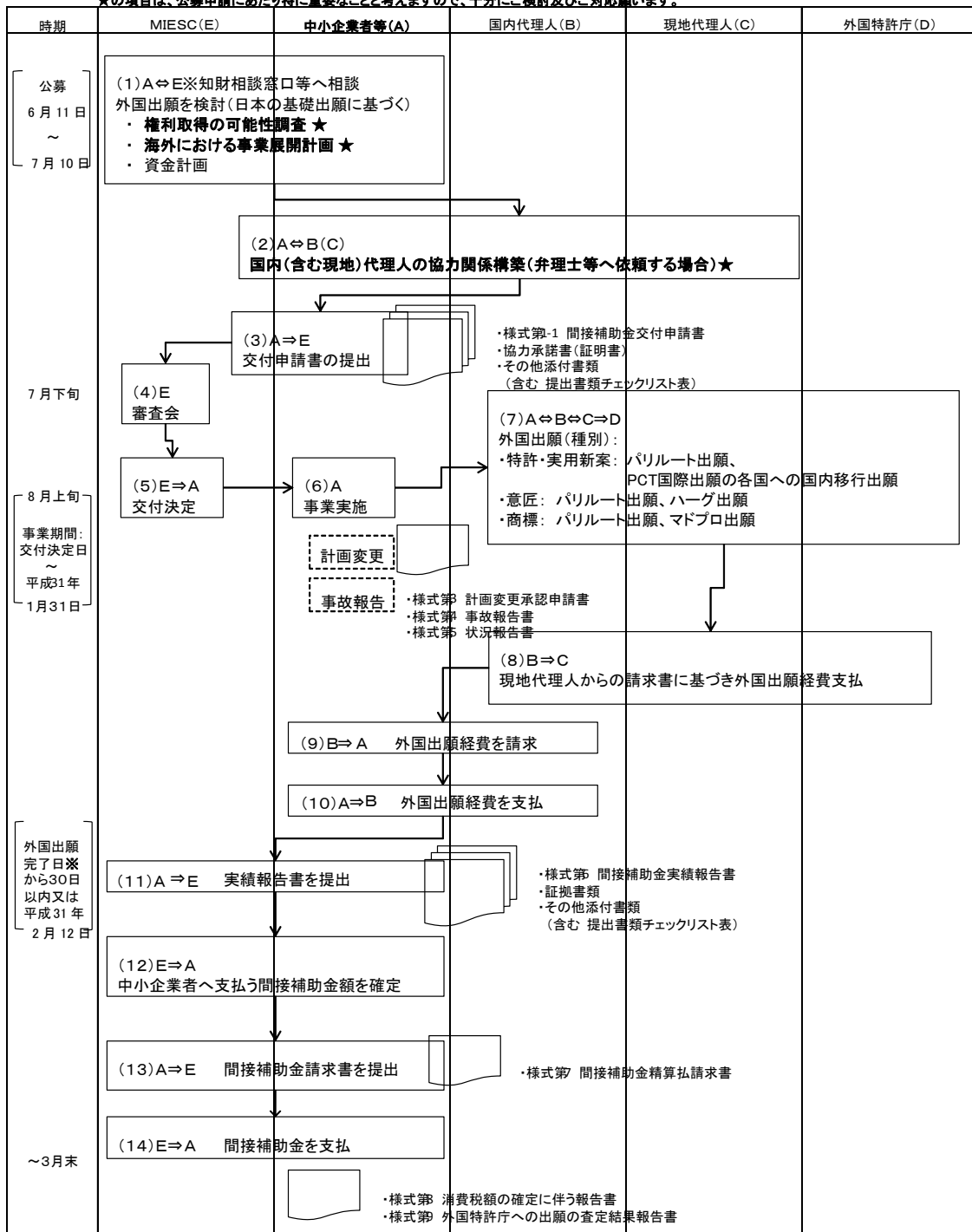
（2）経理処理

- ① 本事業を行うにあたり経費区分（外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用）ごとの管理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- ② 支払は銀行振込を原則とし、支払の事実を証明できるもの（国内代理人から現地代理人への支払の場合は「送金計算書・送金実行通知書」、補助事業者から国内代理人への支払の場合は「銀行振込受領書等」）を保管・整理してください。クレジットカード、小切手、手形で支払う場合は補助対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 消費税は補助対象外です。補助金額の算定段階において、消費税及び地方消費税（海外付加価値税（VAT）等を含む）を補助対象経費から除外して算定してください。補助事業において支払う補助対象経費に消費税（海外付加価値税を含む）が含まれているか不明のまま補助対象として計上する場合、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告仕入控除税額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る仕入控除税額を報告のうえ返還しなければなりません。
- ④ 補助対象経費の外貨の支払の円換算については、『別紙2 現地適用レートに係る留意事項』に定める適正な方法で補助対象経費を計算してください。なお、経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、原則切捨てにより補助対象金額として計上してください。

附則 本件公募要領は、平成30年6月7日から施行する。

別紙1 (中小企業等外国出願支援事業)本事業の標準フロー

★の項目は、公募申請にあたり特に重要なことと考えますので、十分にご検討及びご対応願います。



※弁理士事務所等に支払いが完了した日が完了日になります。

別紙 2 (中小企業等外国出願支援事業) 本事業の現地適用レートに係る留意事項

現地への適用レートの考え方は？

現地への適用レートの考え方については、国内代理人等から現地代理人への送金実績額を助成対象経費とすることが望ましい (国内代理人が実際に支払った額であることは相違ない) ため、レートは、原則送金日のレートを用いることとします。ただし、請求書内で現地通貨から米ドル等に換算して現地代理人から請求があった場合は、現地通貨→米ドル等部分の換算について、レートが適正かどうかの確認が取りがたい (現地代理人と国内代理人間で任意のレートが設定されている可能性もある) こと、米ドル等を介することで必要以上の額が助成対象経費として計上されることも考えられることから、以下の方法により、現地通貨→米ドル等部分のレートの確認をとった上で、助成対象経費を決定してください。

いずれの場合も、額の確定時に助成対象経費を決定した根拠を示す必要があるため、比較したレートや計算過程等を示すものを備えておくようにしてください。

< レートの考え方 >

米ドル等を介する実際の送金実績額と現地通貨から直接円に換算した額を比較する方法

(1) 現地通貨→日本円

送金実績額を助成対象経費とする

例) 米国への出願にあたり、USD3801 を要した場合

↓送金日のレート

$USD3801 \times 102.94 = 391,274$ 円 (小数点以下切り捨て)

↑送金実績額 = 助成対象経費

(2) 現地通貨→米ドル→日本円 (請求書内で現地通貨から米ドルに換算して現地代理人から請求があったケース)

米ドルを介した場合と、現地通貨から直接日本円に換算した場合を比較する (= 安価な方を助成対象経費とする) 。

①米ドルを介した場合の送金実績額を算出

現地通貨→米ドルについては請求書に記載のレート、米ドル→円については送金日のレートを用い、国内代理人から現地代理人への日本円による送金実績額を算出する。

②現地通貨から日本円に直接換算した場合の額を算出

送金日のレートを用い、現地通貨→日本円に直接換算した場合の国内代理人から現地代理人への日本円による送金額を算出

③上記①、②を比較し、安価な方を助成対象経費とする。

例) 中国への出願にあたり、RMB22808 を要した場合

①ドルを介した場合の送金実績額

↓代理人設定レート (元→ドル)

$RMB22808 \div 6.00 = 3801.3333... = 3801$ (小数点以下切り捨て)

$3801 \times 102.94 = 391,274$ 円 (小数点以下切り捨て) ...①

↑送金日のレート (ドル→円)

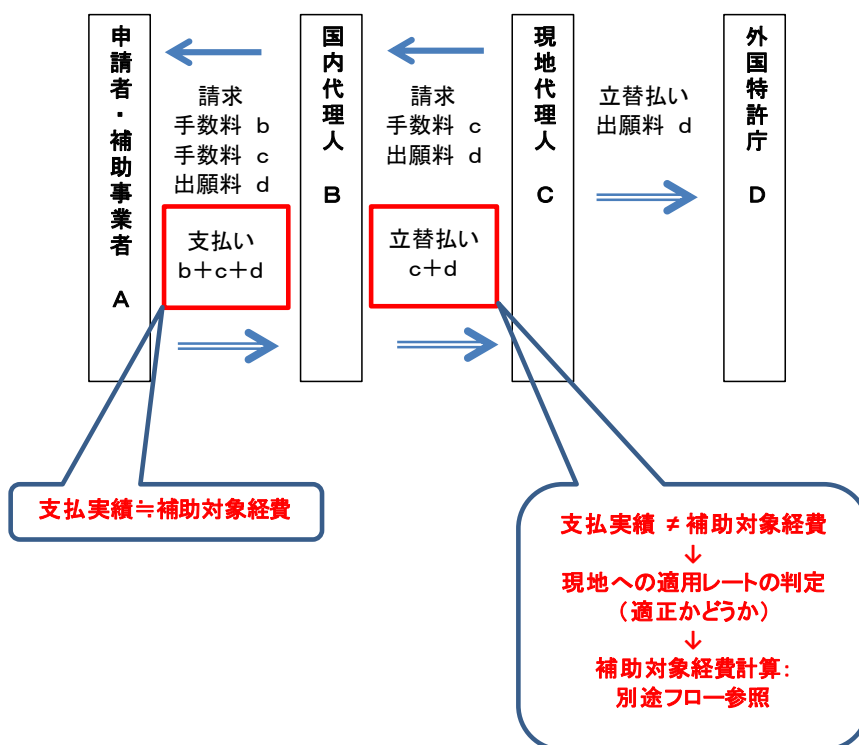
②現地通貨→日本円に直接換算した場合の送金額

↓送金日のレート (元→円)

$RMB22808 \times 16.36 = 373,138$ 円 (小数点以下切り捨て) ...②

③①と②を比較し、① > ②であるため、助成対象経費は②の額とする。

別紙2の補足 補助対象経費の考え方及び計算手順



補助対象経費の計算手順

- 1 現地代理人請求書を確認する。
 - ① 請求書の明細（内訳）が適切かどうか、根拠書類（外国特許庁HPの料金表等）に基づき補助対象かどうか確認し、出願国別・経費区分別に集計する。
 - ② 国内代理人の支払額が現地代理人請求額と一致しているか確認する。
 - ⇒ 異なる場合、別案件と一併に送金しているかチェックする。
 - ③ 請求書の適用レートが現地通貨と異なる場合の判定を行い、補助対象経費を計算する。
 - ⇒ 具体的には、別紙2「フロー」を参照のこと。
- 2 国内代理人請求書を確認する。
 - ① 申請者・補助事業者が支払済みか確認する。
 - ② 請求書の明細をもとに、現地代理人分の金額が正しいか確認する。
 - ③ 請求書の明細を基に現地代理人分を除く分について、補助対象かどうか判断するとともに、出願国別・経費区分別に補助対象経費を計算する。

(中小企業等外国出願支援事業)提出書類チェック表【交付申請用】

提出書類	内容	作成/提出者	
		中小企業者	国内代理人
様式第1-1	平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)間接補助金交付申請書	<input type="checkbox"/>	/
様式第1-1の別紙第1	平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)への協力承諾書	/	<input type="checkbox"/>
様式第1-1の別紙第2	証明書※必要な場合	/	<input type="checkbox"/>
添付書類(法人の場合)	1. 登記簿謄本の写し	<input type="checkbox"/>	/
	2. 会社の事業概要(注1)	<input type="checkbox"/>	/
	3. 役員等名簿(注2)	<input type="checkbox"/>	/
	4. 直近2期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)の写し	<input type="checkbox"/>	/
	5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類	<input type="checkbox"/>	/
	6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写し可)(注3)	<input type="checkbox"/>	/
	7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画	<input type="checkbox"/>	/
	8. 先行技術調査等の結果(注4)	<input type="checkbox"/>	/
	9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	<input type="checkbox"/>	/
	10. 本表	<input type="checkbox"/>	/

(注1) 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

(注2) 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員(謄本に記載はすべて、監査役も含む)、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

(注3) 「見積書等(写し可)」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要(翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合には、支出予定先を明記)。また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額(内訳)」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費が否か分かるように記載すること。

(注4) 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PlatPat(特許情報プラットフォーム)による検索結果の写し、PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し(商標登録出願の場合は除く)による代用が可能。

補助事業者・指定代理人用

(中小企業等外国出願支援事業) 提出書類チェック表【実績報告用】

本表は、外国出願完了後に補助金額を確定する際に必要となる経費関係書類をまとめたもので、本表にしたがい経費関係書類が整備されているかチェックを行い、『実績報告書』の提出時に添付してください。

なお、本表は、様式第1-1及び第1-2の別紙(協力承諾書)に記載している『実績報告書』の添付書類の補足として、公募要領(7採択後の事業実施の留意事項(2) 経理処理)とともに適宜ご参照ください。

また、『交付申請書』の添付書類として、「外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等」がありますが、過去の同見積書を確認しますと、本件補助金は経費区分ごとに補助対象経費を区分すべきところ、そのようになっていない見積書が多々見受けられます。事務処理の正確さを求めることから現地代理人からの請求明細を経費区分にしたがって区分して頂きまして請求書(見積書)等の作成をしてください。

※経費区分は、外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用の4つです。

※消費税及び地方消費税(海外付加価値税を含む)は、補助対象外です。

(1) 通常出願の場合(ハーグ出願、マドプロ出願を除く)

提出書類	チェック
○ 出願完了を確認するための「外国特許庁からの出願受理に関する応答書類」	/
原則、出願日・出願番号記載の外国特許庁からの出願受理通知書等	□
出願番号が直ちに付与されない場合は、外国特許庁の出願を受領したことを証する書類※番号付与後提出	□
出願受理通知書の抄訳(日本語:出願が完了したことを証する箇所のみで可)	□
○ 補助金額を確定するための外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類	/
● 補助対象経費の支出根拠	/
現地代理人からの請求書(経費区分:外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、翻訳費)	□
銀行口座名・口座番号が記載されていること	□
請求明細(内訳)が記載されていること※補助対象経費か否かが明確に分かること	□
請求明細(内訳)の抄訳(日本語)	□
外国特許庁の出願手数料(オフィシャルフィー)の明細の分かる外国特許庁(HP)の料金表等 ※当該出願手数料の請求明細の名称が当該料金表の名称と一致していること	□
請求時の適用レートが客観的に分かる為替レート表(日経クロスレート又はOANDA為替レート)	□
翻訳費は、「1wordの単価×wordの数」等の内訳を明記すること	□
国内代理人からの請求書のうち上記現地代理人からの請求明細を除く(経費区分:国内代理人費用、翻訳費)	□
銀行口座名・口座番号が記載されていること	□
請求明細(内訳)が記載されていること※補助対象経費か否かが明確に分かること	□
翻訳費は、「1wordの単価×wordの数」等の内訳を明記すること	□
● 補助対象経費の支払実績	/
現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書	□
送金先の銀行口座名・口座番号が記載されていること	□
送金時の為替レートが客観的に分かる為替レート表(日経クロスレート又はOANDA為替レート)	□
経費区分・出願国ごとの計算過程及び補助対象経費内訳書	□
国内代理人への支払事実が確認できる書類	□
支払は銀行振込を原則とし、支払の事実を証明できる銀行振込受領書等 ※クレジットカード、小切手、手形で支払う場合は補助対象となりません。	□

(注)抄訳について

抄訳(日本語訳)の費用は、補助対象経費となりません。ここでいう抄訳とは、翻訳業者等に外注して行う翻訳を想定しておらず、あくまで国内代理人等が業務を遂行する上で当然に理解している事項を翻訳することを想定しています。抄訳は提出書類に鉛筆書き等する程度で問題ありません。

(注)選任代理人(国内弁理士等)の協力承諾書について

協力承諾書は、外国出願完了後の補助金確定に必要な書類の提出を担保することを目的としているため、必要書類提出に協力が得られることの証明書類として、事前提出が必要です。したがって、実績報告時等に協力が得られなかった場合は交付決定の取消し事由に該当することとなり、補助金の支払いができませんのでご注意ください。

(2) ハーグ出願の場合(上記出願(1)と同じ提出書類については省略)

提出書類	チェック
○ 出願完了を確認するための「外国特許庁からの出願受理に関する応答書類」	/
● WIPOに直接提出した場合(直接出願) — E-FILINGによるインターネット出願	/
「AKNOWLEDGEMENT OF RECEIPT THROUGH E-FILING」	<input type="checkbox"/>
WIPO発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATION)	<input type="checkbox"/>
WIPOへの出願に必要なアカウントに届く出願日等の記載があるPDFファイル	<input type="checkbox"/>
● WIPOに直接提出した場合(直接出願) — 郵送による出願	/
意匠の国際登録出願(ハーグ出願)の願書(【DM/1】Page1~7)及び付属書類等	<input type="checkbox"/>
WIPO発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATION)	<input type="checkbox"/>
WIPOへの出願に必要なアカウントに届く出願日等の記載があるPDFファイル	<input type="checkbox"/>
● 日本国特許庁を通じて提出した場合(間接出願)	/
ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づきよつう規則第13規則(1)に基づく日本国特許庁発行の通知	<input type="checkbox"/>
WIPO発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATION)	<input type="checkbox"/>
○ 補助金額を確定するための外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類	/
● 補助対象経費の支払実績	/
WIPOへの送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書	<input type="checkbox"/>
送金先の銀行口座名・口座番号及び為替レートが記載されていること	<input type="checkbox"/>
国内代理人への支払事実が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
WIPO発行の国際手数料の領収書(QUITTANCE/RECEIPT)	<input type="checkbox"/>

(3) マドプロ出願の場合(上記出願(1)及び(2)と同じ提出書類については省略)

提出書類	チェック
○ 出願完了を確認するための「外国特許庁からの出願受理に関する応答書類」	/
● 日本国特許庁長官発行の商標法第68条の3第3項に基づく通知	/
出願した願書の写しが特許庁より出願にに対して通知されます。当該願書のPage7に日本国特許庁の受理印押印及び受理日の記載があるものを提出	<input type="checkbox"/>
WIPO発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATION) ※実績報告書提出時に間に合わない場合は、同報告書の出願番号記載欄は「報告日現在、出願番号未付与」等の記載とし、到着次第提出すること。	<input type="checkbox"/>

◆◆◆ 補助対象となる具体的な経費（補助対象外となる経費） ◆◆◆

- ◇ 外国特許庁への出願手数料について、外国出願において必要となる書類が各国制度により様々あります。当該国の制度上、出願に必要なものであれば、補助対象とすることが可能です。
例 公証人証明申請費用、委任状作成費用
- ◇ 外国出願に必ずしも不可欠な費用ではないものを対象とできるかどうか。その必要性について対外的な説明ができるものであれば対象とすることが可能です。
例 中国やカナダにおけるPCT国際出願の国内移行期限延長費、代理人からの再委託に基づく仲介手数料
- ◇ 日本国特許庁へ納付する手数料は、原則対象外です。
例 PCT国際出願の場合は国内移行に要する費用
ハーグ出願の場合は国際事務局(WIPO)に出願する際に要する費用
マドプロ出願の場合は国際登録出願のみならず事後指定に要する費用
- ◇ 外国特許庁に対する優先権主張にかかわる費用は補助対象です。日本国特許庁の当該費用は原則対象外です。DASを利用した優先権主張の手数は補助対象(国内代理人費用)。
- ◇ 下記に掲げる振込手数料は、本事業の執行に必要な費用であると認められるため補助対象経費となります。なお、経費区分に留意願います。
 - ◆ 国内代理人が現地代理人に対して費用を支払う際にかかる振込手数料 ⇒ 経費区分: 現地代理人費用
 - ◆ 補助事業者が国内代理人に対して費用を支払う際にかかる振込手数料 ⇒ 経費区分: 国内代理人費用
 - ◆ 国内代理人又は補助事業者がWIPOに対して費用を支払う際にかかる振込手数料 ⇒ 経費区分: 外国特許庁への出願手数料
 - ◆ 補助事業者が翻訳会社に対して費用を支払う際にかかる振込手数料 ⇒ 経費区分: 翻訳費用
- ◇ 国内代理人から現地代理人への送金が複数回にわたって行われた場合、原則、1回の振込手数料のみが補助対象経費となります(複数回にわたって振込を行わなければならない合理的な理由が認められる場合この限りではありません)。
- ◇ 国内代理人から現地代理人への送金の際に、補助事業者以外の企業の案件をまとめて国内代理人が送金した場合、補助事業者、そうでない企業への請求額がそれぞれいくらか確認し、その合計額が実際の国内代理人の負担した海外送金手数料を超えない場合は、補助事業者から請求のあった額全額を補助対象として構いません。ただし、補助事業者とそうでない企業の海外送金手数料の合計額が、実際に国内代理人の負担した海外送金手数料を超える場合については、補助事業者に請求のあった額全額を補助対象とすることはできませんのでご注意ください。